

低所得世帯に対して 暖房費用を補助します

最近の原油価格の高騰が家計に大きく影響しているため、次の世帯に対し、暖房費用の一部を補助します。

詳しくは、各担当課にお尋ねください。

対象…2月1日現在、市内に住所を有する世帯のうち、

- ①生活保護世帯（施設入所および長期入院を除く）
- ②①以外で、平成19年度の市民税非課税世帯かつ在宅（施設入所を除く）で、次のいずれかに該当する世帯
 - ①18歳未満の児童を養育するひとり親世帯
 - ②身体障害者手帳1級・2級を所持する方がいる世帯
 - ③療育手帳A・Aを所持する方がいる世帯
 - ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方がいる世帯
 - ⑤75歳以上の高齢者のみで構成する世帯

補助金額…1世帯当たり3,000円（審査あり）

申請方法…該当すると思われる方には、2月下旬までに申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、〒350-8601川越市役所各担当課または、出張所・連絡所に提出（郵送可）

*申請書が届かない方で、該当すると思う方は、生活福祉課・障害者福祉課・高齢者いきがい課（本庁舎1階）、子育て支援課（本庁舎2階）、出張所・連絡所に置いてある申請書に必要事項を記入し、提出してください（郵送可）。

持参する物（窓口で申請する場合）…印鑑・振込先の通帳など口座のわかる物（ゆうちょ銀行の口座を除く）

*平成19年1月1日現在、川越市に住民登録をしていなかった方は、その時の住所地における世帯全員の「平成19年度市町村民税非課税証明書」を添付してください。

受付期間…2月29日（金）～3月31日（月）（消印有効）

問い合わせ…①について＝生活福祉課・TEL224-5784

②の①について＝子育て支援課・TEL224-5821

②の②～④について＝障害者福祉課・TEL224-5785

②の⑤について＝高齢者いきがい課・TEL224-5809

中小企業者への緊急支援について

原油価格の高騰に伴い、市の融資制度を利用する場合、中小企業者が保証協会に支払う保証料の補助割合を10%増やします。受付期間は、3月31日（月）までです。詳しくはお尋ねください。

問い合わせ…商工振興課・TEL224-5934

川越都市計画事業 中央通り沿道街区 土地区画整理事業の 事業認可について

川越都市計画事業中央通り沿道街区土地区画整理事業の施行区域（本川越駅前交差点～連雀町交差点、約1.5ヘクタール）が、一月十日に事業認可されました。

今後、同区域内で建築行為などをしようとする場合には、土地区画整理法に基づく許可の申請が必要になる場合があります。詳しくはお尋ねください。

施行区域…中原町一丁目・連雀町・新富町一丁目の各一部

問い合わせ…都市整備課

TEL224-5964

川越市協働指針 検討懇話会を設置

市における市民と行政の協働のあり方や方向性を示す指針を検討するために、川越市協働指針検討懇話会が設置されました。

同会の委員は、学識経験者・公募の市民・市民活動団体の代表者二十三人で構成さ

れています。

第一回懇話会は、二月十三日に市役所本庁舎7A会議室において開催され、委嘱書の交付、正・副会長の選出、資料説明が行われました。

今後の活動状況については、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ…市民活動支援課

TEL224-5705

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- 年度末は、市役所駐車場および周辺道路の混雑が予想されます。公共交通機関や自転車をご利用ください 管財課・TEL224-5633
- 申告はお早めに 川越税務署（〒350-8666並木452-2）・TEL235-9465
平成19年分の所得税・贈与税の申告受け付けが始まっています。申告期限（3月17日（月））間近は会場が込み合います。早めに申告をしましょう。なお、記載済みの申告書は、必要書類といっしょに郵送することもできます。
- 特別弔慰金の請求はお済みですか？ 生活福祉課・TEL224-5784
平成17年から行っている「第8回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」が、3月31日（月）で受け付け終了となります。詳しくはお尋ねください。
- 高階北学習情報館を閉館します 生涯学習課・TEL224-6086
高階北小学校に設置している高階北学習情報館は、3月31日（月）で閉館します。
- マンション管理相談を開設します 広聴課・TEL224-5022
毎月第1火曜日（祝日・休日の場合は翌週）、マンション管理士による相談を開催します。詳しくは、23ページをご覧ください。

東部地域ふれあいセンターが開館します！

～ 4月2日(水)から使用開始、利用申し込みは3月17日(月)から ～

問い合わせ…市民活動支援課・TEL224-5705

申し込み…東部地域ふれあいセンター・TEL236-2360（3月17日(月)以降）

市民の皆さんの文化・コミュニティー活動の場として、南古谷地区に東部地域ふれあいセンターが開館します。市民の皆さんの相互交流を促進するとともに、文化の向上と心豊かな地域社会づくりを目指します。

施設は、多目的ホール・リハーサル室・会議室・調理実習室で構成され、すべて1階にあるため、利用しやすくなっています。また、屋根に22.4kWの太陽光発電システムを設置するなど、環境に配慮した建物となっています。

* 3月30日(日)、午前9時～午後4時、施設内をご覧ください。当日直接同センター。

利用案内

開館時間…午前9時～午後9時

休館日…火曜日（祝日・休日の場合はその翌日）・年末年始（12月29日～1月3日）

利用申し込み…申請書に必要事項を記入し、直接同センターに提出

* 使用する月の3か月前の毎月1日（休館日の場合はその翌日）、午前10時から受け付けます（例＝8月利用の場合は、5月1日）。

* 毎月1日、午前10時の受け付けの順番は、抽せんで行います（電話不可）。翌日から電話で、仮予約の受け付けを行います。

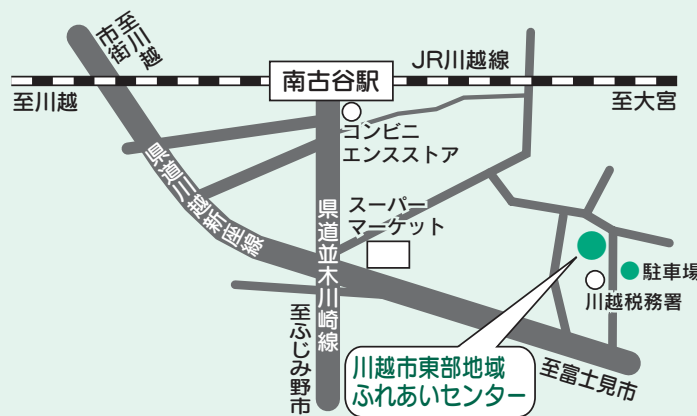
● 4月2日(水)～6月30日(月)利用分の申し込み
受付期間…3月17日(月)～31日(月)、午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

* 3月17日(月)、午前10時の受け付けの順番は、抽せんで行います（電話不可）。

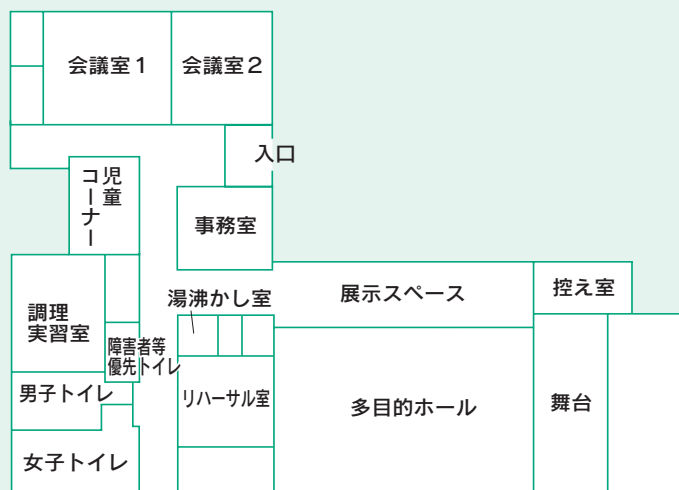
利用料金

利用区分		時間区分	午前 午前9時～正午	午後 午後1時～5時	夜間 午後5時30分～9時
会議室1			800円	1,050円	1,200円
会議室2			600円	800円	900円
リハーサル室			450円	600円	650円
調理実習室			550円	750円	850円
多目的ホール	舞台・控え室を利用する場合		2,300円	3,100円	3,500円
	舞台・控え室を利用しない場合		1,600円	2,150円	2,450円

* 区域外居住者（川越市・坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・川島町・毛呂山町・越生町の区域内に住所を有しない方、および当該区域内に事務所・事業所などを有しない法人）が利用する場合は、この表に定める使用料の5割相当額を加算します。



施設平面図



施設の概要

所在地…^{なみき}並木452番地1 規模…敷地面積2,538.53㎡・建築面積950.38㎡・延床面積977.44㎡ 構造など…鉄骨造平屋建（一部2階建） 設備…太陽光発電設備・雨水利用施設 駐車場…52台（うち障害者用2台） 駐輪場…20台